

令和８年度第１回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

○開催日時

令和８年８月２７日（木） １８：３０～２０：１１

○開催場所

旭川市総合庁舎７階 大会議室Ｃ

○出席委員（１６名）

旭委員、荒木閑委員、踊場委員、小野委員、片桐委員、紙谷委員、川西委員、
楠井委員、佐々木千夏委員、多々納委員、中嶋委員、長野委員、西田委員、半田委員、
吉田委員、吉野委員

○欠席委員（４名）

桑野委員、小山委員、佐々木純江委員、中村委員

○事務局（１４名）

木村こども・女性・若者未来部長

石原いじめ対策監

こども総務課 今課長、清水主査、浅沼主査

子育て助成課 藤川課長

こども保育課 熊谷課長、島課長

こども安心課 田上課長

女性・若者応援課 松山次長

こども家庭センター 柴田所長、成田主幹、渡部主幹

愛育センター 岩崎次長

○傍聴者（０名）

○概要

１ 開会

２ こども・女性・若者未来部長挨拶

３ 議事

（１）報告事項

《報告事項ア 旭川市こども計画の進捗状況について》

（会長）

報告事項ア「旭川市こども計画の進捗状況について」、事務局から説明願う。

（事務局）

資料に基づき、事務局説明。

（会長）

このことについて、委員の皆様から質問・意見等はあるか。

（Ａ委員）

不登校支援サポーター事業について、不登校児童についてどのように対応しているのか。

(事務局)

基本的にはこちらにご相談いただいた家庭やお子さんに対応させていただいている。支援体制については、旭川市立大学の学生に学習支援を行っていただいたり、フリースクール等で支援を行っている。それらを含んでこの回数となっている。

(A 委員)

不登校の方で事業を知らない方がたくさんおり、どこに支援を求めたらよいかわからない保護者の方もたくさんいる。不登校の方で家から出ることができず、フリースクールにも通えない方もいるが、自宅には訪問しているのか。

(事務局)

サポーターが訪問しているということはないが、必要に応じて訪問している家庭もある。学校で情報を取れない家庭もあるため、そういった場合は定期的に自宅に訪問している。

(A 委員)

不登校の相談があった場合は、こども・女性・若者未来部を案内すればよいか。

(事務局)

こちらに相談いただき、どのようなサポートが必要かを家庭とお話しさせていただきそれに応じたサポートや学校とも相談するなどして対応をさせていただきたいと考えている。こども安心課で対応させていただくので、こども安心課をご案内いただければと思う。

(B 委員)

資料3について、左側が子どもが出した意見で右が対応する施策であるが、子どもからあえて意見が出たということは何かが不足していたり、上手く周知されていなかったり、ポイントが違うということだと思う。子どもから出た意見を基に新たに始めたり、対応したものはあるか。また、子どもたちが意見が反映されたと感じられるような取組は何か考えているか。

(事務局)

子どもたちからいただいた意見を踏まえて、新たに取り組んだものも一部あるかと思うが、現状は実施している取組の整理になっている。今後事業のフォローアップという部分で、子どもたちからいただいた意見を踏まえて事業の充実や新たな取組はこども総務課から各部署に発信し、協議をしながら進めていきたいと思う。

(B 委員)

フィードバックが大事であると思う。会議等で意見を吸い上げるところまでは頑張っていると思うが、実際に子どもたちから出た意見で施設が変わった、仕組みが新しくできたというようなことが子どもに分かりやすく返されると今後の会議のモチベーション等にもつながると思う。

(事務局)

こども会議の委員は毎年入れ替わっているが、いただいた意見をどのようにフィードバックしていくのか、様々なツールや発信の仕方があると思うので、今の意見を参考にさせていただく。

(C 委員)

今年の8月に実施した中で、良い意見はあったか。

(事務局)

今回のこども会議については、「大人になったときの、あさひかわの姿」をテーマとしている。本市の総合計画が来年度末で計画期間が終了するため、それ以降の計画づくりに向けて意見交換を行った。小学生、中学生、高校生、それぞれの立場から貴重な意見をいただいた。計画を所管している部署の職員も入り議論を進めており、今後の計画づくりに生かされていくものと考えている。

(D 委員)

放課後子供教室については、小学校3校で実施されているが、支援する側はどういった方が担当されているのか。

(事務局)

委託事業として行っており、地域の方やボランティアの方が関わって実施している。

(D 委員)

無償のボランティアで地域の方が行っているのか。

(事務局)

委託事業であるため、無償ではなく一定の謝金をお支払いして実施している。

(A 委員)

子育てガイドブックに相談窓口一覧が載っているが、現在ほとんどの家庭で親が携帯電話を持っていて、固定電話が家がない場合が多い。子どもが携帯電話を持っていない場合、子ども自らが電話がかけられない状況にあると思う。電話以外の方法も考えてほしい。

(事務局)

小学生であれば、学校からタブレットが渡されており、チャット相談ができるようになっている。

小さなお子さんで自ら発信することが難しい場合は、学校の先生や保育所、幼稚園の先生などが察知したり、日常会話の中で拾っていただいた中で通報いただくことがある。その中でキャッチアップするということでタブレットも併せて実施している。

《報告事項イ 若者相談窓口の設置について》

(会長)

報告事項イ「若者相談窓口の設置について」、事務局から説明願う。

(事務局)

資料に基づき、事務局説明。

(会長)

このことについて、委員の皆様から質問・意見等はあるか。

(E 委員)

若者の悩みは、ヤングケアラーの他にも非行、妊娠、家庭、勉強など多岐にわたっている。これまで、この業務はどこで請け負っていたのか。一番の目的は何か。どのようなことを受け止める窓口なのか。

(事務局)

若者については、これまで様々国や議会で議論されており、難しい年齢層だということ

で、国でもこども大綱の中に若者という言葉が入ってきており、新しいカテゴリーではあると考えている。今まで18歳未満であればこども家庭センターや虐待も含めて相談できる機関は様々あるが、18歳以降は児童福祉の法律から外れて、支援の対象にならないということで課題意識を持っており、特に18歳未満は学校や不登校の問題がある。そこから引き続いていく悩みであるため、切れ目なく、重なりながら支援できる体制となるよう進めていきたい。

(C 委員)

スクールソーシャルワーカーと連携したりするようなことはあるのか。

(事務局)

6月から窓口を開設し、まだ始まったばかりであるが、こども家庭センターから引き継いでいる部分や、関係機関と話をする中で支援を行っているなど、一つ一つアウトリーチで対応している。学校での悩みがある場合は一緒に学校に行ったり、臨機応変に動けるような体制にしている。

(C 委員)

他に他機関と連携しているケースはあるか。例えば産婦人科に若い方が来るケースもあるのではないか。

(事務局)

まだ、相談員が一人であり、これからの対応になってくるかと思うが、さまざまな事例の中でつながる方は出てくると考えている。現在配置している相談員が5月までこども家庭センターの相談員をしていた者で、養護学校の先生をしていた経験があり、つながっている部分もあるため人脈も活用しながら進めていきたいと考えている。

《報告事項ウ 統合後のこども家庭センターについて》

(会長)

報告事項ウ「統合後のこども家庭センターについて」、事務局から説明願う。

(事務局)

資料に基づき、事務局説明。

(会長)

このことについて、委員の皆様から質問・意見等はあるか。

(C 委員)

1歳6か月健診や3歳半健診では、受診していないお子さんに対して訪問等の対応があったと思うが、5歳児健診ではそういった訪問については考えているのか。

(事務局)

5歳児健診は法定健診ではないため、受診について周知を行ったり、幼稚園等にお声がけをしていただき、できる限り多くの方に受診いただくようにしている。ただ、受けられない方や受けたくない方も一部いるため、実施していく中で見ていきたいと思う。他の健診は次の健診があるが、5歳児健診は就学前の最後の健診になるため、そこからこども家庭センターで追っていくことが困難になるが、虐待等気になる家庭についてはキャッチアップしているため、就学後も追跡していく。

(F 委員)

受診率がまだ上がっていないが、ほとんどの子どもは保育所等に通っていると思う。案内については年度内に受診してもらうような内容となっているのか。

(事務局)

年中のお子さんが年度末の3月31日までに受けることになっており、個別に案内する際にも周知している。

(F 委員)

なるべく手数を減らすため、4月から6月生まれの方は、6月までに受診を推奨するなどしなければ、3月末に集中して病院も大変だと思う。次年度以降検討いただきたい。

(事務局)

受診の案内には、5歳3か月までに受診いただくよう期限は設けているが、3月生まれの方については早急に受けていただく形になっている。まずは、今年度運用していきながら課題が見えてくると思う。課題については修正していきながら、事業を実施していきたいと思う。

(会長)

医療機関の尽力で成り立っている事業だと思う。負担軽減等を含めて持続可能な事業となるよう、見直しも含めて検討し、継続していただければと思う。

他に意見等なければ、報告を受けたこととする。

《報告事項エ 企業主導型保育事業施設（認可外）に対する特別監査後の対応状況について》

非公開

4 その他

(会長)

以上で予定していた審議は終了するが、他に発言はあるか。

なければ、これで閉会とする。

5 閉会